

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		特定施設の計画変更命令等
根拠条例・規則名		下水道法
条 項		第 12 条 の 5
所 管 部 課		建設局 下水道部 下水道維持管理課 ( 電話 : 048-829-1559 )
処 分 基 準	基 準 ( 未設定の場合はその理由 )	<p>事業場等の水質規制に関する指導指針</p> <p>変更命令 行政指導では、計画変更の措置が図られないとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設の構造、使用の方法又は汚水の処理方法からみて、排除基準を遵守することが困難であると認められる場合</li> <li>・ 悪質な虚偽内容である場合</li> </ul> <p>計画廃止命令 変更命令によって計画変更の措置が図られないとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の廃止以外に是正の手段がない場合</li> <li>・ 排除基準に適合させることが著しく困難であると認められる場合</li> </ul>
	設定等年月日	平成 19 年 10 月 1 日設定      平成   年   月   日最終改正
備 考		